

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は「山陰文化圏医療情報技術研究会（英文は San-in cultural sphere Medical Information Technology Association）」とし、略称を「Sacs-MITA」とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局を、鳥取大学医学部附属病院医療情報部に置く。

(目的)

第3条 本会は、以下を目的とする

1. 保健医療福祉分野でのシステム化にあたり、現状分析に基づいて企画の提案、開発、導入、運用の各段階において適切な手順を理解し、院内外での調整が円滑に進められるような医療情報関係者を育成する。
2. 医療情報関係者の社会的認知度を高め、医療情報関係者の技術力を高め、関連する人材の育成・相互研鑽を図る。
3. 会員相互の親睦を図る。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 医療情報関係者の研修会（以下、勉強会と称する）の開催。
2. 電子媒体（ホームページやメーリングリストなど）を通じた情報共有、情報発信。
3. 近隣の関連する研究会との交流、協賛、支援。
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の趣旨に賛同する医療情報関係者であって、原則として旧因幡、伯耆、出雲、石見、美作、隠岐、備中、備後に在住または勤務する者で、別に定める入会申し込みを行った者をもって本会の会員とする。

(入会金、会費)

第6条 本会の入会金は無料とする。ただし、勉強会開催などで支出が必要とされる場合は世話人会において必要性が承認された場合、世話人会は事前に会員に告知して会費を徴収することができる。会費の管理は会計係が担当する。

(会員の権利)

第7条 会員は次の権利を有する。

1. 本会の催す各種の学術的会合の通知案内および参加への便宜の供与。
2. 本会の運営するメーリングリストへの参加。

3. 会員専用ホームページへのアクセス。
4. ホームページ等への投稿。

(会員の義務)

第8条 会員は次の義務を負う。

1. 第6条において必要とされた会費の納入。
2. 会の運営への参加（以下のいずれか一つ以上）
 - I. 勉強会講師
 - II. 教育用コンテンツ（e-ラーニング教材、パンフレット、その他）の作成
 - III ホームページ、メーリングリストにおける情報発信
 - IV. その他、懇親会への参加など

(会員のありかた)

第9条 会員は会員相互において個の尊厳および平等の精神を尊重するとともに、和を希求し本会の存続に協力を惜しまないこと

(会員の入会)

第10条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、世話人会の了承を得なければならない。

1. 入会申込書は、本会が運営するインターネット上のウェブサイトを用意するものとする。
2. 前項の申込があったときには世話人会は会員資格の認定を行ない、速やかにその結果を事務局に通知しなければならない。
3. 事務局もしくは代表世話人は本人に入会了承の通知を速やかに行わなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき。
3. 死亡または失踪宣言を受けたとき。
4. 第9条に著しく違反し会の存続に大きな損害を与えた場合、臨時世話人会で3分の2以上の承認が得られたとき。

(会員の退会)

第12条 退会を希望する会員は、その1ヶ月前までに事務局に退会届を提出しなければならない。

1. 退会届は、本会が運営するインターネット上のウェブサイトを用意するものとする。
2. 前項の申込があったときには、世話人会において退会を確認するものとする。

第3章 世話人

(世話人および会計係、会計監事)

第13条

1. 本会の役員として若干名の世話人を置く。
2. 世話人より会計係、会計監事を各1名選出し、その任期は2年とする。

(世話人の選出)

第14条

1. 当初、世話人は発起人の推薦（自他薦）者により各地区ごと〔旧因幡、伯耆、出雲、石見、美作、(隠岐)、(備中)、(備後)〕に数名を選出する。
2. 世話人を追加する場合は、2名以上の世話人の推薦を得たうえで過半数以上の世話人会での承認（電子承認も可）を得ることとする。

※注 発足当時世話人会員登録の無いエリアは（）付きで表記しているが、将来世話人が生じた場合は会則の改定を検討する。

(代表世話人)

第15条 代表世話人の任期は4年とする。再選を妨げないが、最大二期までとする。代表世話人が世話人会を総括する。

(定期勉強会担当幹事)

第16条 定期勉強会担当幹事は世話人会の議決により決定される。世話人会では次々々回までの定期勉強会担当幹事を決定しておくものとする。

(世話人の退任)

第17条 世話人の退任については、当該世話人の申し出により世話人会で決定する。

第4章 世話人会

(世話人会)

第18条 世話人は会員を代表して世話人会を構成し、次の会務について審議し最終議決の権限を有す。

1. 会の運営に関すること。
2. 会員の資格に関すること。
3. 外部団体との交渉に関すること。
4. その他

(世話人会の議長)

第19条 定期世話人会の議長は、定期勉強会担当幹事が務める。臨時世話人会の議長は次回定期勉強会担当幹事が務めるが、議長不在の場合は、次々回の定期勉強会担当幹事または代表世話人をもってこれに充てる。

(世話人会の開催)

第20条 本会の世話人会は次の通りとする

1. 定期世話人会：定期勉強会開催日と同日に開催する（最低年1回）。
2. 臨時世話人会（適宜開催）

(電子的会議の開催)

第21条 世話人会は、集合して行うものの他、インターネット上で電子的に行うことができる。

(世話人会の成立要件)

第22条 世話人会は、構成員の過半数が出席しなければ議事を開き開催することができない。但し、議事について書面もしくは電子メールをもってあらかじめ世話人会に委任表明した者は出席者とみなす。電子的開催に当たっては審議開始の1週間以上前より世話人会の議長が議題について開示を行い、世話人半数以上の電子的承認をもって開催できるものとする。

(世話人会の議決)

第23条 世話人の議決は、構成員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって有効とする。可否同数の場合は議長の決するところによる。

(電子的会議の議決)

第24条 世話人会を電子的に行う場合は、審議期間を開催日から1週間以上1ヶ月未満とし、期間中構成員の意思が最終的に表明され、その過半数の意見をもって決するものとする。但し、意思の表明について回答を求める場合は、無回答の取り扱いも明記する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

(議事録並びに議決の開示)

第25条 会議の議事録並びに議決は、本会が運営するホームページまたはメーリングリストで会員に通知する。

第5章 勉強会

(定期勉強会の開催)

第26条 定期勉強会は6ヶ月に1回程度開催する。

(定期勉強会の詳細)

第27条 定期勉強会担当幹事は、場所、内容、講師などを地区内の世話人と協議し決定するが、状況によっては他地区の世話人の協力の元に協議を行うことができる。

その際、定期勉強会の場所、内容、講師などは定期勉強会担当幹事が最終決定する。

(定期勉強会の参加費)

第28条 定期勉強会を開催する場合、講演料や会場費等別途費用が見込まれる場合は、第6条の規定により参加者から徴収した参加費および本会の経費からその費用に充てることができる。

(定期勉強会の参加資格)

第29条 定期勉強会への参加は、会員以外の者の参加も認める。

第6章 会計

(会の会計処理)

第30条

1. 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。

2. 会計監事は、年1回会計監査を行い世話人会で報告し承認を得る。
3. 勉強会参加費で余剰金が生じた場合には本会の経費に充てることとし、会計係が事務局に報告を行う。

第7章 会則の変更

(会則の変更手続き)

第31条 本会則を変更しようとするときは、世話人会に提案し、その議決を経なければならない。

第8章 個人情報の扱い

(個人情報保護方針)

第32条 本会は、公正かつ適法な手段により個人情報を取得する。

第33条 本会は、提供された個人情報を以下の目的で利用するものとする。

1. 会則に基づいた活動
2. 定期勉強会の開催案内や資料等の送付

第34条 本会は、その活動によって得た全ての個人情報について、法令の規定及び方針に従い、適切かつ厳重に管理し、個人情報に関する不正なアクセス、漏洩、紛失、改ざん等が起きないように、対策を講じる。

第35条 本会は、提供された個人情報の取り扱いに関する問い合わせを事務局で受け付ける。

第9章 補足

(会則の発効等)

第36条 本会則は平成27年11月1日より執行する。

制定・改訂履歴

平成 ____年 ____月 ____日制定